

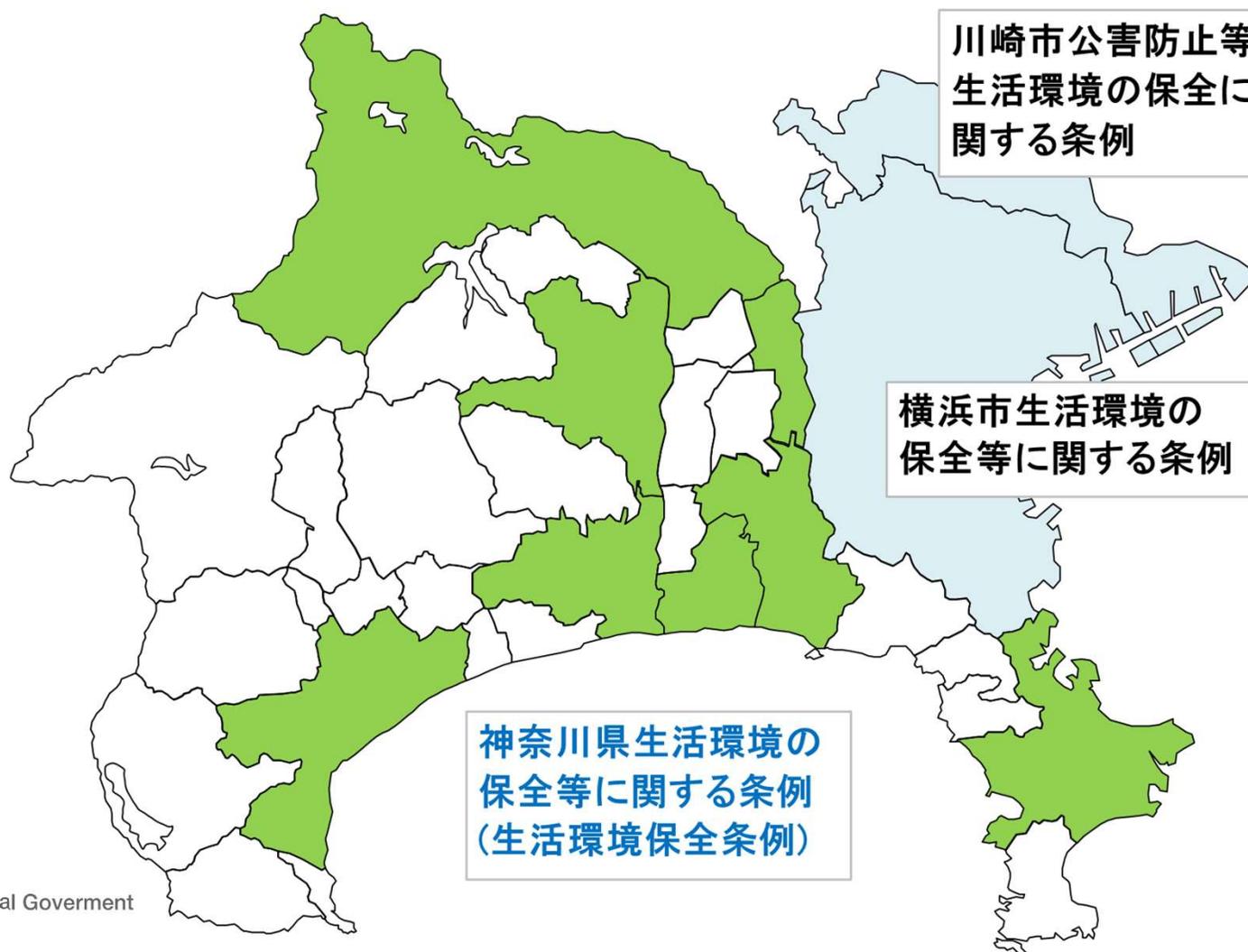
神奈川県における事故・災害による 水質汚濁防止の取組

- 1 本県における水質保全に関する主な法令
- 2 県生活環境保全条例の特徴
- 3 水質事故への対応
- 4 災害時を含めた環境汚染への備え
- 5 事業者への周知指導リーフレット等（参考）

R8.3.16 神奈川県環境農政局環境部環境課

1 本県における水質保全に関する主な法令

	水質汚濁防止法	水濁法の上乗せ条例	その他条例
	県所管	(県)大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例	県生活環境保全条例
	市所管		
	市所管		市条例



2 県生活環境保全条例の特徴

排水基準や事故時の措置を、原則全ての事業所に適用

事業所規制

指定事業所(総合許可)

☆公害発生の蓋然性が高い作業
(指定作業)を行う事業所

指定外事業所(許可不要)

☆指定事業所以外の事業所全て

規制基準(排煙、排水、騒音、振動等)を原則全ての事業所に適用

※改善命令違反に対する間接罰

※指定外事業所は改善命令の対象
を公害が生じている場合に限定

事故時の通報義務等

○全ての事業者に適用

立入検査・報告徴収

○全ての事業者を対象

その他、努力義務

○事業者は、知事が定める指針に従い、環境負荷の低減や、化学物質の適正管理等に努めなければならない

3 水質事故への対応

神奈川県内の水質事故発生状況（令和6年度）

原因	魚死亡	油浮遊	その他	合計
工事	0	4	10	14
工場など事業所	0	6	22	28
不法投棄	0	0	0	0
交通事故	0	9	0	9
自然現象	0	0	0	0
家庭	0	0	0	0
その他	1	6	2	9
原因判明分・小計	1	25	34	60
原因不明	7	28	53	88
合計	8	53	87	148

- ・「魚死亡」8件は、火災による農薬流出による1件以外は原因不明
- ・「油浮遊」と「その他」で全体の約95%を占める
- ・「その他」は白濁が多く、着色と発泡の3種類で大半を占める

3 水質事故への対応

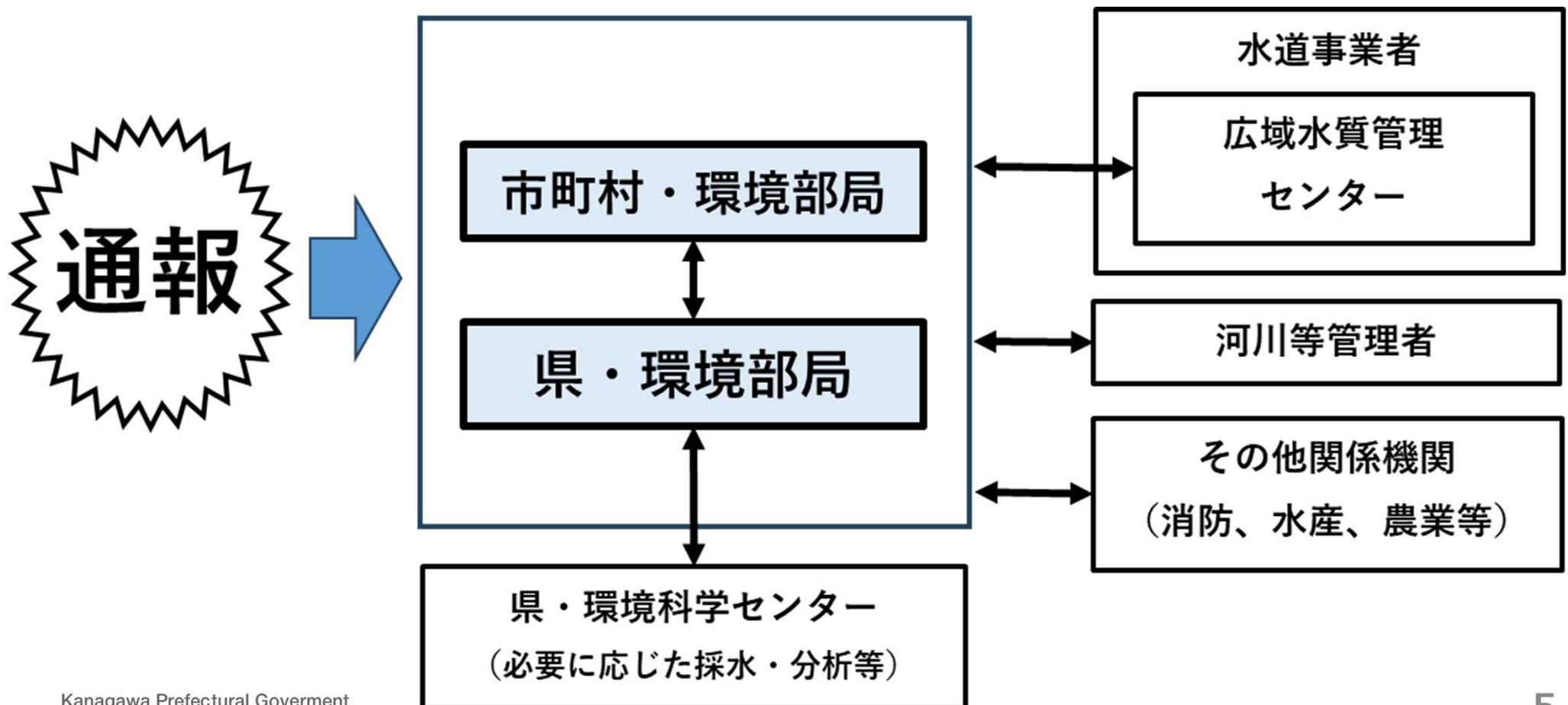
県条例による水質事故時の措置義務

対象物質	61物質 ※水濁法の事故時の措置対象物質に準拠 ※一部物質は包括的に指定 (例)油脂類 (鉱物油及び有機溶剤を含む) 酸性物質 (pH5.8未満) アルカリ性物質 (pH8.6超)
対象事業者	全ての事業者 (車両事故を含む)
求める内容	事業所の事故又は自動車の事故に伴い、水質汚濁の原因となる規則で定める物質が放出又は発生することにより公害が生じ又はそのおそれが生じたときは、 ① 県(所管出先機関)や市町村に直ちに通報 ②物質の放出、発生又は拡散を防止するための 応急措置の実施、応急措置状況の報告

3 水質事故への対応

水質事故時の対応体制

- ・市町村環境部局や関係機関と連携して水質事故に対応
- ・県は、要綱・マニュアル類の整備、夜間休日連絡網の整備、市町村担当者との会議や研修等も実施



4 災害時を含めた環境汚染への備え

災害発生等に備えた県の体制整備等

平成29年：(一社)神奈川県環境計量協議会と「災害時における有害化学物質等の調査に関する協定」を締結

令和2年：災害等で化学物質が環境中に漏洩し、汚染状況の把握が必要と認められる場合、県が市町村や事業者等と連携して迅速に環境調査を実施する旨の規定を生活環境保全条例に追加（条例第112条の2）

令和3年：災害時における有害化学物質調査業務マニュアルを策定

※「初動」「緊急・応急」「復旧」の各フェーズに行うべきこと、役割分担等を規定

令和7年：上記協議会と共同で災害対応の図上訓練を実施

4 災害時を含めた環境汚染への備え

災害に備えた事業者の自主的取組の促進

令和2年：化学物質による環境汚染を防止するため、全ての事業者が努めるべき事項を定めた「化学物質の適正な管理に関する指針」（条例第39条）の内容に災害時等への備えを追加

【主な追加項目】

2 災害及び事故対策の実施

(1) 未然防止対策

- ア 災害の想定及び環境リスクの把握等
- イ 施設及び設備の整備
- ウ 事故に備えた体制の整備等

(2) 災害及び事故への対応

- ア 関係機関等への通報
- イ 県民への情報提供

4 災害時を含めた環境汚染への備え

災害に備えた事業者の取組状況の報告制度の創設

生活環境保全条例（第42条の4）※令和7年4月施行

PRTR届出の対象事業者の皆様は化学物質の
管理計画書を作成・報告してください!

【主な報告内容】

- 取り扱う第一種指定化学物質の種類、量、使用場所を示した図面 等
- 管理方法（管理方針、組織体制、従業員教育、周辺住民等への情報提供）
- 災害及び事故への対応に関する事項
 - ・想定する災害・事故、被害状況、環境リスク
 - ・施設整備等の具体的な対策（補強、防液堤等）
 - ・災害時及び事故時の対応（対応マニュアル、連絡網等）

5 事業者への周知指導リーフレット等（参考）



神奈川県
環境農政局 環境部 環境課

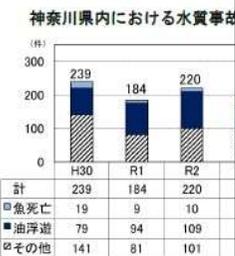
令和8年1月作成

水質事故への対応について

～ 水質事故の未然防止及び事故時の適切な対応をお願いします ～

河川に油や廃液などの汚濁物故」といいます。県では、水質水質事故が発生すると、農業くくなるなど、県民生活に大きな水環境を保全するために、ご排水の管理を徹底していただ

神奈川県内における水質事故



水質事故の種類
魚の死亡や油の浮遊の他、河川の

水質事故の原因
事業所や工事現場における施設のまた、オイル缶や塗料缶の不法投

雨水まですや道路側溝は河川につ

～ 排水や施設の管理は適正に ～
事業所や工事現場から処理が不十分なことによる水質事故が発生している水処理施設の適正な管理に努めてくだ

～ 廃油等を川に流すのは絶対にやめま
不要になった油類、塗料、農薬等をとは、廃棄物の不法投棄として罰則があります。また、近くに川がなくても、側溝は川につながっています。絶対にや

水質事故を起こしてしまったら

○応急措置

- ・油や有害物質等の流出が継続しないよう、**応急措置を講じてください。**
(施設や作業の停止、吸着剤による流出防止等)

※水質事故は、河川環境が悪化するだけでなく、水道の取水の停止や、農業・漁業等に被害を及ぼす場合があります。原因者に対して多額の損害賠償請求がなされることがあります。早期発見・早期対応が、汚染の拡大を防止し、被害を減らすことにつながります。



油
有害物質
農薬
塗料・着色水
泡立ち …等

流出

○関係機関への通報

- ・直ちに市町村又は県地域県政総合センターに通報してください。
- ・油等の危険物が流出してしまった場合は、併せて消防署にも通報してください。

※なお、通報及び応急措置については、水質汚濁防止法及び県生活環境の保全等に関する条例にも規定があります。詳細は、ホームページ「かながわの水質事故」をご覧ください。
(URL) <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/hassei/joukyou.html>

【事故通報先一覧】

機関名	担当課名	電話番号
横浜市	環境創造局環境保全部水・土壌環境課	045-671-4244
川崎市	環境局環境対策部環境保全課	044-200-2520
相模原市	環境経済局環境共生部環境保全課	042-754-1111
横浜寛政	環境部環境保全課	046-822-6329
横浜寛政三浦地域県政総合センター	環境部環境保全課	046-823-0414
鎌倉市	環境部環境保全課	0467-61-3420
藤子市	環境部市部資源環境課	046-873-1111
三浦市	都市環境部環境課	046-882-1111
葉山町	環境部環境課	046-876-1111
県央地域県政総合センター	環境部環境保全課	046-224-1111
厚木市	環境農政局生活環境課	046-225-2752
大和市	環境施設農政局生活環境保全課	046-280-5106
海老名市	経済環境部環境政策課	046-235-4912
座間市	くらし安全部生活安全課	046-252-6214
綾瀬市	市民環境部環境保全課	0467-77-1111
栗川町	環境経済部環境課	046-285-2111
栗川町	民務生活課	046-288-3849
湖南地域県政総合センター	環境部環境保全課	0483-45-3190
平塚市	環境部環境保全課	0483-21-9784
横浜市	環境部環境保全課	0466-50-3519
茅ヶ崎市	環境部環境保全課	0467-82-1111
藤沢市	環境産業部生活環境課	0463-82-5111
伊勢原市	経済環境部環境対策課	0463-94-4735
寒川町	環境経済部環境課	0467-74-1111
大磯町	産業環境部環境課	0463-72-4438
二宮町	都市部生活環境課	0463-71-5879
横浜地域県政総合センター	環境部環境保全課	0485-32-8000
小田原市	環境部環境保全課	0465-33-1483
南足柄市	環境経済部環境課	0485-73-8006
中井町	環境上下水道課	0485-81-3903
大井町	生活環境課	0485-65-5010
松田町	環境上下水道課	0485-83-1227
山北町	環境課	0485-75-3656
開成町	環境上下水道課	0485-84-0314
箱根町	環境整備部環境課	0460-85-9565
真鶴町	民務生活課	0485-68-1131
湯河原町	環境課	0485-63-2111

<このリーフレットの内容に係る問合せ先>
神奈川県 環境農政局 環境部 環境課 水環境グループ Tel : 046-210-4123

化学物質管理計画書の作成、提出の義務付けについて



京浜臨海部（現在）（昭和40年代）



神奈川県環境農政局環境部環境課

5 事業者への周知指導リーフレット等（参考）

神奈川県
Kanagawa Prefectural Government

防災・緊急情報

選んで探す

分類から探す

ホーム > くらし・安全・環境 > 生活と自然環境の保全と改善 > 公害対策 > 災害に備えた化学物質対策の推進

災害に備えた化学物質対策の推進

災害の発生に備えた化学物質対策の推進に関する情報を掲載しています

近年、地震や水害等の発生により、全国的に化学物質が漏洩等する事故が多発しています。

災害時にこういった化学物質の漏洩等を防ぐためには、**平時から未然防止対策に取り組んでおくことが重要**です。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき定める「[化学物質の適正な管理に関する指針](#)（PDF：263KB）」では、災害に備えた未然防止対策の取組等について規定しています。

指針に定める対策の手順を次に示しますので、これらを参考に取組みを推進してください。

- 【リーフレット】 [災害に備えた化学物質対策の推進を（化学物質を使用等する事業者の皆様へ）](#)（PDF：805KB）

手順1：情報の収集・整理

// (1) 公的資料から被害想定等の情報を収集する

ハザードマップ等、国又は地方公共団体の公表する資料等により想定される地震の震度、津波又は洪水による浸水の深さ等の大規模な災害の情報を収集する。

情報収集にあたり参考となるホームページ

名称	ページの説明
e-かなマップ （神奈川県HP）	神奈川県内の地図情報を発信しており、次の項目に掲載されているマップが参考になります。 『防災と安全』：『地震災害危険度マップ』、『津波浸水想定マップ』、『土砂災害警戒区域マップ』、『洪水浸水想定区域マップ』 『地震被害想定調査結果』：『都心南部直下地震』、『南海トラフ巨大地震』、『大正型関東地震』
津波災害警戒区域の指定について （神奈川県HP）	津波災害警戒区域に指定された区域における区域図等が掲載されています。 （令和2年11月末時点において、小田原市、真鶴町及び湯河原町が区域として公開されています。）

神奈川県

化学物質を使用等する事業者の皆様へ

災害に備えた化学物質対策の推進を

近年、地震や水害等の発生により、全国的に化学物質が漏洩等する事故が発生しています。

災害時にこういった化学物質の漏洩等を防ぐためには、平時から未然防止対策に取り組んでおくことが重要です。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき定める「化学物質の適正管理に関する指針」では、未然防止対策について規定しています。化学物質を使用等する事業者の皆様は、次の手順を参考に指針に基づく取組の推進をお願いします。

手順1 情報の収集・整理

① 公的資料から被害想定等の情報を収集する

ハザードマップ等、国又は地方公共団体の公表する資料等により想定される地震の震度、津波又は洪水による浸水の深さ等の大規模な災害の情報を収集する。

◆情報収集を行う際の参考となるホームページのリンク集を次のページに掲載しています。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/saigaitaisaku.html>

② 漏洩等のリスクが高い設備を特定する

事業所内において化学物質が漏洩等するリスクが高い次の設備を特定する。

- a 配管、フランジ等損傷を受けやすい設備
- b 化学物質の漏洩が生じやすいメッキ槽、洗浄槽等の開放式の設備
- c 化学物質を貯蔵するタンク、保管棚等の保管設備

③ 周辺の配慮すべき施設等を確認する

事業所の周辺に飲料水等の水源、住宅地、学校、病院その他の環境上特に配慮すべき地域又は施設が存在するか確認する。

手順2 環境リスクを把握

- 手順1により収集・整理した情報をもとに施設が十分な耐震性を有しているかどうか、漏洩等した化学物質が上水道の取水口に到達するおそれがあるかどうか等を確認する。
- 化学物質が漏洩等した場合の**環境リスク**の内容と程度を把握する。

環境リスクとは？
 化学物質が環境を経由して人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのことをいいます。